

平成28年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

平成28年11月16日（水）

於：香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、泉川、柴田、高塚、松浦
労働者側 福家良、楠本
使用者側 田島、中川、濱田、森川

議 題 (1) 平成28年度最低賃金の改定状況について
(2) その他

【賃金室長】 ただいまより第6回地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

審議会開催の前に、労働者側代表であったU Aゼンセンの山委員が転勤により辞職されまして、その後、公示により推薦いただきましたU Aゼンセンの楠本委員から一言御挨拶をよろしく申し上げます。

【楠本委員】 はじめまして。U Aゼンセン香川県支部の楠本です。よろしく申し上げます。

前任の山からの後任ということで、今度、香川県の審議委員ということでさせていただくことになりました。山のほうは大阪、私がお大阪のほうから香川へということで、労働組合は秋がちょうど大会シーズンでございますので、この大会の人事で異動ということになりました。また今後ともよろしく申し上げます。

【賃金室長】 続いて、本日の委員の出席状況でございますが、労働者側代表の十川委員、白石委員、横山委員が所用のため欠席でございます。それから、使用者側代表の福家正一委員も出張のため欠席ということで、11名の委員が出席されておりまして、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、辻局長より御挨拶申し上げます。

【辻局長】 一言、御挨拶申し上げます。

松浦会長をはじめ各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第6回の最低賃金審議会に御出席をいただきまして、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本年度の審議につきまして若干振り返らせていただきますと、本年度は地域別最低賃金につきましては7月11日に、それから、特定最低賃金につきましては冷凍食品ほか4業種につきまして8月4日に、それぞれ金額改定の審議をお願い申し上げました。各委員の皆様には大変御苦勞をおかけしたものと考えております。大変ありがとうございました。

地域別最低賃金につきましては8月4日に結審をしていただきました。それから、特定最低賃金につきましては4業種全て全会一致ということで結審いただきました。冷食が9月29日、電気が10月3日、機械が10月6日、船舶が本日ということで答申をいただきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

答申いただきました最低賃金につきましては、既に地域別最低賃金につきましては10月1日に発効しておりますけれども、特定最賃につきましても順次、答申いただきました金額、改定日よりまして発効させていく予定でございます。今後、その周知、履行確保に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。皆様には、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【賃金室長】 それでは、松浦会長、議事の進行をよろしく願います。

【松浦会長】 それでは、第6回の審議会を開催いたします。

今年もあとわずかになってきましたが、お忙しいところ御出席いただきまして、ほんとうにありがとうございました。

地域別最低賃金並びに特定最低賃金につきましては、ほんとうに熱心な議論をいただきまして、無事、議事を全部終了することができまして、ありがとうございます。ほんとうに感謝を申し上げます。

本日の議題は、(1) 平成28年度最低賃金の改定状況、(2) その他でございます。

まず、議題(1)の最低賃金の改定状況について御説明いただけますか。

【賃金室長】 それでは、当県の今年度の最低賃金の改定状況について御説明いたします。

まず、資料No.1といたしまして、本年度の香川県最低賃金、4つの特定最低賃金を一覧表にしております。

資料作成時には、まだ船舶が結審しておりませんでしたので、船舶だけ「審議中」になっておりますが、ここは後で説明しますが、881円ということで、効力発生年月日は、まだ異議審が予定されますので、法定上、最短であれば来年の1月14日土曜日が効力発生日ということになります。

まず、香川県最低賃金ですが、742円。冷凍調理食品製造業が752円、はん用機械器具等製造業が869円、船舶が881円で先ほど結審いたしました。それから、電子部品・デバイス等につきましては822円ということでございます。船舶以外は今年の12月15日が発効ということになりますので、あす、新聞発表、マスコミ発表したいと思います。よろしく申し上げます。

それから、次に、審議状況ですが、2ページ、資料No.2を見ていただけますでしょうか。平成28年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況を表にまとめたものでございます。

本審は今回を含め6回、運営小委員会を1回、香川県最低賃金専門部会を4回、冷食専門部会を1回、機械を3回、船舶を5回、電気を2回開催し、結審いたしました。

まず、香川県最低賃金については、第1回本審を7月11日に開催しまして、局長より改正決定についての諮問を行い、その後、専門部会の欄の香川県最低賃金の行の①第1回専門部会を7月25日に開催し、右の第2回、8月1日で金額審議に入りました。その後、第3回専門部会を8月3日、第4回専門部会を8月4日に開催しまして、結審し、金額でプラス23円、率にして3.2%アップの742円で答申をいただきました。

その後、8月12日に香川県労連より異議申出がございましたので、8

月22日に異議審を開催いたしまして、8月4日付どおりの答申で決定することが適当という結論をいただきましたので、所定の手続により、10月1日発効となっております。

続いて、特定最賃でございますが、第2回本審を8月1日に開催し、局長より改定の必要性の有無について諮問を行い、運営小委員会の行にあるとおり、同日開催しました運営小委員会におきまして、4つの特定最賃につきまして必要性ありとの結論をいただきました。

第3回本審を8月4日に開催し、改正の必要性ありの答申をいただきましたので、同日、局長より、冷食、機械、船舶、電気の4つの特定最賃の改正決定についての諮問を行いました。

その後、各特定最賃専門部会の第1回目の会議を9月27日から順次開催いたしまして審議したわけですが、本年度、特定最賃につきましては、冷食は1回目、電気は2回目、機械は3回目の専門部会におきまして、全会一致により答申をいただくことができました。船舶につきましては、本日、5回目の専門部会において全会一致の答申をいただいたところでございます。

冷食については9月29日に、金額でプラス2円、率にして0.27%アップの752円の答申です。

それから、電気につきましては10月3日に、プラス17円、率にして2.11%アップの822円で答申をいただきました。

機械につきましては10月6日に、金額でプラス19円、率にして2.24%アップの869円で答申をいただきました。

最後に船舶ですが、本日、金額でプラス21円、率にして2.44%アップの881円で答申をいただきました。

なお、冷食、電気、機械の特定最賃については、今年12月15日から発効となります。

船舶については、先程、申し上げましたとおり、あくまで予定ですが、異議申出がなければ、来年の平成29年1月14日土曜日が発効予定となっております。

3ページ、資料No.3-1に香川県最低賃金改正決定に係る答申のコピー

をつけております。それから、その次の資料No.3-2、6ページには異議申出に対する答申書をつけております。

それから、7ページには、資料No.4-1、ここには、特定最賃の改正決定の必要性の有無についての答申のコピーをつけております。それから、8ページからの資料No.4-2については、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の答申文をつけております。12ページからの資料No.4-3には電気に関する答申文でございます。それから、16ページからの資料No.4-4には、はん用機械に関する答申文をつけております。御参考にしていただければと思います。

それから、本日の答申につきましては、この資料とは別にコピーしたものをお手元に配っております。本日の船舶の答申文でございます。

以上、御説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては全て終了いたしましたことを御報告します。

20ページを見ていただけますでしょうか。これは香川県の特定最賃の推移でございます。船舶、機械、電気は地域別最低賃金と同様に右肩上がりの傾向ですが、冷食につきましては、他の3業種に比べ伸び率が鈍い状況でございます。

それから、21ページ、次のページを開いていただきましたら、これは特定最低賃金対象業種の状況でございます。適用事業所数とか基幹労働者の推移、影響率などを数字の表にして上げております。

それから、22ページ、資料No.6ですが、これは全国の特定最賃の改定状況一覧表をつけたものです。この段階で、東京、神奈川は既存の改正はほとんど行いませんで、新規の検討をしている状態で、その他、この表では当局と宮崎と鹿児島が未決だったと思いますが、本日調べましたら、宮崎と鹿児島も結審しておりましたので、当局でもって全て特定最賃は改正が整ったということだと思えます。

簡単ですが、以上で御報告にかえさせていただきたいと思えます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に何か御質問、御意見はございますか。特によろしいですか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、次の議題（２）その他でございますが、何かございますか。

【賃金室長】 最低賃金改定に関する周知状況について御説明いたします。

最低賃金の周知については、香川県をはじめ、市、町等の行政機関、各種団体、公共交通機関に対しまして、広報誌への掲載依頼とポスターの掲示、チラシの配布などによる周知をお願いしているところでございます。局で実施する各種説明会におきまして、チラシを配布するなどにより周知を図っているところでございます。今後におきましても、あらゆる機会を通じて、最低賃金の周知、履行確保を図っていきたいと考えております。

次に、今後の審議日程について御説明しますが、来年３月に第７回目の本審を開催します。７回目の本審では何を審議するかといいますと、特定最賃に係る改定の意向確認ということを審議していただきます。したがって、来年度における特定最低賃金改定の意向の申し出といいますか、意向表明を各団体から２月末をめぐりにしていただきたいと考えております。これは特に決まった様式はないですが、できればペーパー１枚程度で簡素にまとめていただいて、２月末までに書面で御提出していただければと思います。それをもって第７回の本審、大体３月の第１週か第２週には開催したいと思いますので、予定をあけておいていただけたらと思います。

日程調整につきましては、１２月か早い時期に御案内させていただきますので、またそれに御返事をいただきますようよろしくお願いいたします。

それから、最後に会長にお願いですが、１２月１日が船舶の異議申し出の最終日となりますので、それをもって全ての専門部会の任務が終了いたしますので、この審議会において、その時期において専門部会を廃止することの御確認をとっていただければと思います。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

まず、説明の点ですが、最低賃金の周知と履行確保の説明、続きまして、第７回に予定する本審の来年３月の予定、その審議内容等の御説明がござ

いましたが、特に御質問、御意見等はございませんか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、12月1日が船舶の異議申立ての期間の満了日ですね。

【賃金室長】 はい。最終日になりますので、委員は、それがなければ、それをもって任務完了ということになります。

【松浦会長】 分かりました。では、それは専門部会の終了ということによろしいですか。

【賃金室長】 そうですね、はい。

【松浦会長】 そのことの確認をとるということですか。

【賃金室長】 そうです。

【松浦会長】 今の点について、特によろしいですか。御異議ございませんか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、今、専門部会の終了を確認させていただきます。よろしく願いいたします。

他に何かございますか。特にございませんか。

【福家良一委員】 今年度のこれまでの金額審議の経緯を踏まえまして、御提案として3点ほどあります。ひとつ目としましては、もう少し何か公労使で、勉強会とか、もう少し認識合わせをする場とかが必要ではないかと感じています。特に私が聞いていることと言いますと、目安のあり方についても中央でも議論されていて、その辺などもやはり各委員が勉強しておく必要もあろうかと思っておりますので、どの機会をとらまえてかは別としても、そういう機会なども検討してみたらどうかという御提案がひとつです。

ふたつ目としては、地賃の改定時、もし可能であれば、例えば10月1日とかに住民・県民に向けての最低賃金の改定になった部分についての周知活動みたいなものを、他県では公労使一緒に、局も入って一緒にやっているところもあるというので、そういうようなものもまた検討いただけたらなと思っています。

このふたつ目について見ますと、私共、労働組合として駅頭での周知活動はそれに合わせてやっておりますし、マスコミに投げ込みもしましたが、改定審議が行われたときには記事にもなりましたが、いざ改定するときには新聞でも扱われていなかったと思いますので、そういうことも意識して、委員の方々に御検討もいただけたらなという御提案です。

最後は、今、マスコミなんかでも言われていますけれど、特に地場の中小に向けての支援策等々についても、この審議会として、また次年度はきちんとした表明という形でその支援策なんかも求めてみたらと思いますので、その点、また今後、具体的な議論をさせていただけたらと思いますけれど、検討材料にさせていただけたらなという御提案であります。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただいま福家良一委員のほうからいろいろ御発言ございましたが、何かそれに関連して御意見等はございますか。例えば勉強会の話が1点。それから、地賃の改定状況については公労使で何なりかの周知活動を住民・県民に対してできないかということが2点目。3点目が地場の中小企業等の支援策の話でございましたが、何か御意見はございますか。

【田島委員】 勉強会については非常にいい御提案だと思います。船舶の特定最賃のときに使用者側の委員でも話が出ましたが、多分、来年の中央審議会の進め方は今年と変わりそうもないという捉え方をしています、それはそれで仕方ないですけど、我々の業界的に来年以降はかなり厳しいというところもあって、県最賃というよりは、どちらかという特定最賃のほうにより影響が大きいのではないかと思われ、今年のようには回答できないというところで、さらにギャップが広がる可能性が出ると思われま。だから、これは、オフィシャルに開催するとなれば、局のほうも難しい事情もあろうかと思しますので、労使なのか、もし可能であれば公益の先生方にも可能な範囲で入っていただくなりして、事前の方向性の確認、初回提示があまりにも乖離して膠着状態になるというのはいかがなものかということで、意向確認という感じで、できたら、そのほうがお互いに後の議論がスムーズにいくのではないかという話は我々のほうでも出ています。

【松浦会長】 他の委員の方、いかがですか。何か御意見はありませんか。

中川委員、何かありますか。

【中川委員】 これまでの経緯というのでしょうか、進め方を踏まえて今の形があるかと思うので、私としては今の福家良一委員の御提案をどう受けとめていいのか、少し理解しかねているような状況で、明確な回答がありません。

【松浦会長】 だから、勉強会をしたいということなので、勉強会をする機会を持つか持たないかという話ですが、今の話からすれば、特段、勉強会を持つということについては、田島委員が言うように、反対ということではないというお話でよろしいのでしょうか。

【中川委員】 ただ、その勉強会という、任意なものでしょうけれど、どこまで話を進めることができ、どこまで公にできるような内容のものか、そのあたりが理解できていないので、どう受けとめたらいいのかなと思っています。

【松浦会長】 他の委員の方、いかがですか。特によろしいですか。

濱田委員、何かありますか。

【濱田委員】 勉強会の話もありましたけども、周知会という御意見もありましたが、その辺が、我々は当然香川県ですけれども、他の県、社会的には他の県もございまして、その辺の絡みから、やはり周知会というのは、結果が出た以上、具体例はないですけれども、もう少し強力に、何か工夫してできないかなという気はしております。

【松浦会長】 森川委員、特にございますか。

【森川委員】 ありません。

【松浦会長】 いいですか。

これは事務局へのお願いですが、今、福家良一委員から具体的な御提案、3点ほどいただきまして、使用者側についても特段の反対ということでもないので、たたき台のようなものを、何か案を考えていただければありがたいなと思います。その案をもとにまたいろいろ労使双方がもう少し形あるものにしていくという方向で検討してみたいと思いますので、案を考え

ていただけますか。

【賃金室長】 時期的には、勉強会というのは、例えば5月とか6月を想定しておられるんでしょうか。それとも、来年の全く関係ない1月、2月ごろとか、どんなものでしょうか。

【福家良一委員】 時期的にはいつとは考えておりませんが、これも御提案なのでどういう形かは別として、地賃の関係をするのであれば、7月の諮問、局側からの諮問が出るまでの間には思っております。もし特定最賃のほうもということであれば、地賃の目安が出るか、地賃が決まった後ぐらいがいいのかなとは自分では思っております。

来年3月に審議会がありますけれども、その時点ではなかなか情勢とかその辺も難しいかもしれませんので、7月の諮問ぐらいまでの間にやれるのであれば、内容も時期もすり合わせができるのであれば、やってみたらどうかという御提案です。

【松浦会長】 また、勉強会の案にしても、地賃と特定最賃はかなり違うので、特定最賃だけ見ると、産業の代表の方々がおられますし、ある意味ではそこで接点もあるので、勉強会をするにしても、統一的に扱うというよりも、特定最賃の場合はこういう方法とか、地賃の場合はこうだとか、時期も含めて峻別する必要があるのではないかと思います。

【賃金室長】 地賃については、他局で実際6月ごろに勉強会等をやっているところはあります。何局か聞いております。特定のほうについても、実は事前の打ち合わせの必要性を感じています。

ただ、先程説明しましたように、今年度の特定最賃の実質の改定が、実は、本日、香川局が一番最後かなというところでございまして、大体年内発効というのが一般的です。ですから、従来のスケジュールをあまり後ろに持っていけないので、やはり勉強会の開催は、特定であれば9月の頭、そのあたりだと思います。するのであれば、委員が決定次第、御案内をして勉強会ということになろうかとは思っています。

【松浦会長】 そのあたり、また原案のほうをよろしくお願いいたします。

【賃金室長】 それと、周知につきましては、これも他局、隣の徳島で

は、全員ではないですが最賃の委員さんが、徳島大学においてピラ配りを実際にやっていると聞いています。「これをやりました」という写真を送ってきたということもありますので、そんなことも御参考になるかとは思いますが。

それから、助成金については、実は組織の所掌の改編が今年ありまして、助成金の担当が雇用環境・均等室に移っております。助成金についての広報も所掌が雇用環境・均等室になっているので、うまくしたつもりですが、新しい組織だったので動きづらかったということはありません。

【辻局長】 今後も周知広報はきちんとやっていきます。それから、支援策につきましても、前の審議会でも少しお話しいただいています。またわかりやすい支援策のリーフレットをつくったり、いろいろ考えていきたいと思っています。

【松浦会長】 そのあたり、ひとつよろしく願いいたします。

【辻局長】 その勉強会というのは特定最賃ですか、それとも地賃ですか。

【福家良一委員】 地賃抜きで、特定最賃だけというのもできないかなと思っておりますし、特定最賃は、労使が整い、やれる、やろうかなという業種からでもいいかとは思いますが。香川だったら4つありますけど。

【辻局長】 そうすると、まずは地賃という感じですか。

【福家良委員】 今回、地賃でもいろいろあったので、結果はどうなるか分からないですけれども、やれたらやってみたほうがいいと思います。

【辻局長】 そもそも、目安制度とは何なのか、中賃でどんな議論をしているのかとか、そういうところ、ベーシックなところからずっと掘り起こしていくような勉強会というイメージですか。

【福家良一委員】 労働者側としましては、何度もこれまでの間でも言わせていただきましたけれど、最低賃金なり、最低賃金法の意義なりは、地方においてどうなんだという話です。地方創生というか、そういう部分なども訴えてきたところです。それと、情勢なり、その辺なども意見交換できたほうがいいのではないかなという御提案です。

【福家良一委員】 必ずやってくれとまでは言っていないので、その辺が整えられるのであればということですか。

【辻局長】 先程、会長がおっしゃったように、少し、こんなイメージでというのを御提示しながら、皆さんにお諮りしてと思います。

【松浦会長】 いきなりはなかなか難しいと思いますので、また逐一いろいろ御議論いただく場が必要だと思います。案をつくっていただければと思いますが、よろしいですか。

他に何か御意見等はございますか。よろしいですか。

なければ、これをもって終了いたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——